

## 5 税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載

- (1) 年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、その内容を年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）に記載した上、徴収税額を納付します。
- (2) その精算をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）には、次のように記入します。

イ 過納額を充当又は還付したときは、「年末調整による超過税額」欄に、その金額を記入します。

ロ 不足額を徴収したときは、「年末調整による不足税額」欄に、その金額を記入します。

この場合、「年末調整による不足税額」欄及び「年末調整による超過税額」欄には、実際にその月に精算をした金額を記入することになっていますから、12月中に精算しきれないで、翌年1月又は2月に繰り越して精算するような場合には、その精算をした1月又は2月の所得税徴収高計算書（納付書）の該当欄にその金額を記入することになります。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）は、過納額を充当又は還付したため、納付する税額がなくなった（「本税」欄が「0」）場合でも、上記の事項を記入して必ず所轄税務署にe-Taxにより送信、郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。また、所得税徴収高計算書（納付書）に整理番号が印字（記載）されているかどうかを確認してください。

〔記載例1〕 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合

**国税徴収高計算書（納付書）** 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 **⑧ 領収済通知書** (記入例) 1234567890

区分 支払年月日 人 員 支 給 金 額 税 額 納 付 金 額

① 給与・給料等 (01) 071219 28 7700000 73920

② 賞与(役員賞与を除く) (02) 071225 25 1500000 0

③ 日雇労働者の賃金 (06) 071225 1 120000 12252

④ 退職手当等 (07) 071219 1 120000 12252

⑤ 税理士等の報酬 (08) 071219 1 120000 12252

⑥ 役員賞与 (09) 071219 1 120000 12252

⑦ 同上の支払確定年月日

住所 (所在地) (電話番号 XX-XXXX-XXXX) 東京都〇〇区△△△3-3

氏名 (名称) 株式会社

年 末 調 整 による 不足税額 (04) 58590

年 末 調 整 による 超過税額 (05) 12252

本 税 27582

延 滞 税

合計額 ¥27582

○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。あて先

○ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

左記の合計額を徴収しました。

〔記載例2〕 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合

**国税徴収高計算書（納付書）** 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 **⑧ 領収済通知書** (記入例) 1234567890

区分 支払年月日 人 員 支 給 金 額 税 額 納 付 金 額

① 給与・給料等 (01) 071219 16 4350000 51860

② 賞与(役員賞与を除く) (02) 071225 9 4250000 74254

③ 日雇労働者の賃金 (06) 071225 1 80000 8168

④ 退職手当等 (07) 071219 1 80000 8168

⑤ 税理士等の報酬 (08) 071219 1 80000 8168

⑥ 役員賞与 (09) 071219 1 80000 8168

⑦ 同上の支払確定年月日

住所 (所在地) (電話番号 XX-XXXX-XXXX) 東京都〇〇区△△△2-8-12

氏名 (名称) 株式会社

年 末 調 整 による 不足税額 (04) 134282

年 末 調 整 による 超過税額 (05) 0

本 税 0

延 滞 税

合計額 ¥0

○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。あて先

○ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

左記の合計額を徴収しました。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は、所轄税務署にe-Taxにより送信・郵便又は信書便により送付・提出してください。

(注) 12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円－134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。